

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第107号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年3月18日 13時20分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第1区 山口県周南市所在の徳山下松港徳山築港防波堤灯台から真方位 294°1, 220m付近 (概位 北緯34°03.2' 東経131°47.1')
事故等調査の経過	平成25年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 げんせき、250トン 131022、徳山原石輸送株式会社 B はしけ げんせき 原石1号、4,296トン なし、株式会社みずほ銀行、商工組合中央金庫
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首外板に凹損 岸壁 なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、船首部をB船の船尾凹部にかん合して一体型プッシャーバージ（以下「A船押船列」という。）を構成し、徳山下松港第1区内の専用岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸作業中、船長Aが、風と潮流の影響は余りないものと思い、アンカーを使用しないでいたところ、突風を伴う風及び潮流に圧流され、平成25年3月18日13時20分ごろB船が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約3.5ノット
その他の事項	A船の喫水は、船首約3.65m、船尾約4.85mであった。 B船の喫水は、船首約6.68m、船尾約7.28mであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、徳山下松港の本件岸壁に着岸作業中、船長Aが、風と潮流の影響は余りないものと思い、風潮流を考慮した操船を適切に

	行っていなかったことから、風潮流に圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、徳山下松港の本件岸壁に着岸作業中、船長Aが風潮流を考慮した操船を適切に行っていなかったため、風潮流に圧流され、本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業中などの低速時には、風潮流の影響を受けやすくなるので、影響を考慮した操船を行うこと。